

三好市物品購入契約約款（令和2年三好市告示第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第18条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで<u>年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と</u>、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</u></p>	<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第18条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約の締結の日(以下「契約日」という。)における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額の利息を付した額とする。</u></p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで<u>契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額と</u>、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額の延滞金を徴収する。</u></p>

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。